

介護福祉士資格取得支援事業費補助金に関するQ&A

番号	質問	回答
1	代替職員の雇用期間について、対象となる研修等の対象期間と全部又は一部が重なっていれば、いつから雇い始めてもいいのか。	対象研修を受講する職員の業務を代替するために雇用する職員であり、それを踏まえた雇用の始期であればよい。 ただし、補助対象経費は申請年度中の経費に限る。 (実績報告の際に、雇用開始日のわかる雇用証明等の添付が必要)
2	雇用契約上週3日勤務の職員が、代替業務に従事するため週4日の勤務に変更した場合、この人件費は補助対象となるのか。	追加となった週1日分の人件費に限り、補助対象とする。 ※週3日の雇用契約を週4日に変更したことを客観的に示す書類が確認できる場合に限る
3	既存職員が研修受講職員の業務をカバーするために時間外勤務を行った場合、これに必要な手当(時間外勤務手当等)は補助対象となるのか。	時間外勤務は「代替職員の確保」とは言い難いため、補助対象としない。
4	対象経費について、研修期間中の人件費及び委託料のみが補助対象になるのか。	業務引継等を考慮し、研修期間及びその前後1ヶ月分の人件費及び委託料を対象経費とする。
5	介護福祉士資格取得支援事業実施要綱2(2)イ(カ)「上記以外で知事が適当と認める研修等」について、どのような研修が該当するのか。	介護職としてのキャリアアップを図る上で、適当と認められる研修が該当する。 過去には、認知症介護実践リーダー研修及び認知症介護実践者研修を補助対象としている。
6	職員が受講する研修の形態について、オンライン研修やオンデマンド研修は補助対象になるのか。	オンライン研修やオンデマンド研修を受講する職員の業務を代替するために職員を雇用しているのであれば、補助対象になる。
7	年度をまたいで実施される研修について、補助対象になるのか。	研修期間は、各年度4月1日以降に始まり、翌年3月31日までに終わるものを補助対象とする。